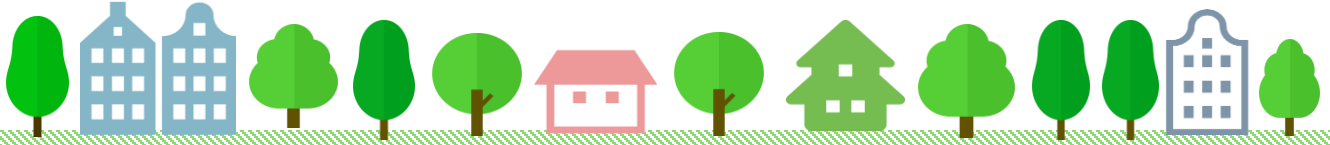




那須塩原市

# 移住応援補助金



栃木県外から那須塩原市に移住し、市内の賃貸住宅に入居した43歳未満の方を対象に、家賃の一部を補助します。

## 要件

- ・ 転勤・就学その他一時的な居住でなく那須塩原市に5年以上の定住意思がある
- ・ 栃木県外から転入し、かつ転入前直近1年間において栃木県内に居住したことがない
- ・ 転入日（住民登録日）において、就労（就労内定を含む）している
- ・ 申請者が転入日（住民登録日）において43歳未満であるか、配偶者がある場合は、いずれか一方の者が43歳未満である世帯
- ・ 補助金申請者である移住者が賃貸借契約者本人である
- ・ 自治会、なすしおばらファンクラブに加入する意思がある
- ・ 世帯全員が市税滞納をしていない

### 【その他要件】

世帯全員が暴力団員等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものではない/生活保護法による保護を受けていない/日本国籍を有する者又は外国籍の者については日本での永住権を持っている者  
※以上のほか、移住応援補助金申請に係る誓約書兼同意書の内容についても承諾する必要があります

## 補助金額

賃貸住宅家賃の1/3以下（千円未満切捨）または2万円/月のいずれか低い方の額

※住宅手当等が支給されている場合は、その額を控除した額が補助対象額となります

## 加算額

子ども加算：16歳未満の子がいる場合 **5千円/月加算**

居住地区加算：本市の居住誘導区域内に転入した場合 **1千円/月加算**

## 補助期間

交付申請した日が属する月の翌月から12か月間

※補助期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとに申請が必要です。

## 申請期間

**転入後30日以内**

（注意）補助金申請額が予算上限に達した場合には、申請期限に関わらず、年度内の申請受付を終了する場合があります。

## 那須塩原市移住促進センター

■ 開館時間 9：00～17：00 / 休館日 水曜日・年末年始

〒329-3157 ※市役所内にはございません。御注意ください。

栃木県那須塩原市大原間西1丁目11番地10（市民活動センター内）

☎ 0287-73-5742 FAX 0287-73-5743 ✉ kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp



移住応援  
補助金詳細